神和台

62・6・14
臨時号

セキスイハウスよりの寄付金、及び自治会集会所増築に関する経過報告

〈はじめに〉

昨年十二月に発行した「神和台広報紙」等で会員各位には既にご承知の事とは存じますが、神和台自治会は積水ハウス（株）（以下セキスイ）に対し自治会集会所の増築を主旨とした寄付の申し入れを六十一年六月より行ない、交渉を行なってまいりました。その結果、去る四月二十七日自治会とセキスイの間で「覚書」に調印し、後述のごとく寄付金の受領に至った訳であります。

しかしながら、この「覚書」については当初より多くの問題点が含まれており、役員会においても調印に関しては賛否両論に分かれ激論に及んだ経緯があり、このような重要な問題に関する検討が役員会のみで終始してきた事についての反省から、役員会としては臨時総会を開き、会員各位の信を問うべきであるとの結論に至りました。臨時総会を開催するについては事前に説明会を開き経過報告を行なう必要がある為、取り急ぎ五月三十日に主に街区委員を対象とした第一回説明会を開き、引続きセキスイ側の担当者を招いて六月四日に第二回説明会を開催しました。

この二回の説明会で痛感した事は、この問題に関する会員への情報が全く不足しており、それに伴う誤解や推測が乱れ飛び、結果として大きな混乱を生じる可能性が出てきたという事であります。

役員会としてはこの混乱を未然に防ぐ為、本「広報紙」にて経過の詳細と問題点を明らかにして全会員に徹底すると共に、疑義解明のため全会員を対象とした第三回説明会を開き、臨時総会に向けての意見の集約を図りたいと考えておりますので、会員各位のご協力を切にお願いする次第であります。

〈経過報告〉

六十一年四月
六十一年度定期総会にて自治会集会所の整備拡充をセキスイよりの寄付金にて行うことを決議した。

六十一年　六月
自治会集会所増築並びに環境整備のため、六十一年度自治会全役員の連名でセキスイに対し、二六五〇万円の「寄付金要望書」を手渡した。

六十一年十二月
神和台広報紙にて寄付金についての報告を行なった。

六十二年　三月
セキスイより寄付金の受渡しに関する「覚書」の原案が提示されたが、この件についての検討は六十二年度新役員に持ち越された。

六十二年　四月二十六日
定期総会後引続き六十二年度第一回役員会を開き「覚書」の取扱いについて正岡前会長、熊谷前副会長同席のもと検討した。

前会長より
①南斜面は神戸市へ近々移管できる見込みである。
②移管までの南斜面の管理には松の植樹などにより費用の発生は極力おさえられる。
③四月二十七日中にセキスイと調印しなければ集会所増築に対する神戸市の補助金が受けられない。
④本覚書通りの調印をしなければセキスイからの寄付も受けられなくなるかも知れない。
⑤集会所増築工事完了後空調工事（二三七万円）をする。

との説明を受けた。

新役員としては、「覚書」にある『団地維持管理業務』の内容が不明確であり現状では承認できないとの意見が大勢を占めたが南斜面の除草に限るという事がセキスイとの間で確認できれば覚書に調印にふみ切る事にした。

六十二年　四月二十七日
森下会長がセキスイ千葉・松吉両課長から口頭にて「団地維持管理業務」とは「南斜面の除草の事である」と確認し、第4条を追加して覚書に調印した。

四月二十七日夜、森下宅にて第二回役員会を開き、森下会長より調印の経過ならびに神戸市からの補助金が困難である旨の報告を受けた。

集会所の空調設備については、今年度は見送ることを決議した。

（問題点）

※　役員会で指摘された『団地維持管理業務』の解釈についてセキスイと再交渉した結果「神和台南斜面地の管理に限るとの回答を得た為、「覚書」第四条を追加の上会長の判断にて調印に踏み切ったが、役員会では文章上明確に表現されていない点について疑義が残るとの指摘があり、再度セキスイより「覚書」を補足する文書を取る必要がある旨を確認した。

四月二十七日・二十八日
今年度役員の関知しない間に、空調工事がなされた。

六十二年　五月　二日
集会所空調設備工事について直接業者を訪問し
四月二十七日までに契約書は作成されていない。
①当初の予定（四月二十三日着工予定）より遅れていたため、契約書は作成されていなかったが工事を着工した。
②契約書は正岡氏宛て四月三十日か五月一日に発送した。
旨を確認した。

六十二年　五月　九日
第三回役員会を開き、前回役員会での確認事項について検討した。

（問題点）

※　「覚書」を補足する文書を二十八日追加作成し、セキスイも確認印を押印したが、役員会では今一つ明確さに欠けるとの指摘があった。

六十二年　五月二十三日
第四回役員会では「団地維持管理業務」の性格付けについて再度明確にし、会員に経過の報告をすべきとの意見が出され、以下の説明会の日程を決定した。

※　五月三十日に街区委員を主対象に「寄付金」についての経過説明会を実施する。

※　五月三十一日にセキスイの担当者を招き、疑義解明の為の説明会を実施する。（後日六月四日に変更）

六十二年　五月三十日
第一回街区委員説明会では「寄付金」についての経過報告を行ない、意見を求めた。

（参加者の意見）

※　「覚書」を調印後に説明会を